

令和 7 年度 第 2 回

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料
No. 1

第1回広島県製鉄業等最低賃金専門部会議事要旨 P. 1

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月15日（水）8時51分～10時29分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に岡田委員、部会長代理に野北委員が選出された。			
2 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し、最低賃金の改正についての意見表明が求められた。 労働者代表委員からは「今年度の春闘の取組において、中小企業が大手企業より高い引上げとなった。一方で、未組織労働者や協力会社の労働者との賃金格差が広がっていることから、最低賃金の押上げで、賃金全体の底上げを図る必要がある。鉄鋼業においては粗鋼生産量が年々減少し、二次加工を行う企業でも原材料高騰への対応や北米向け輸出の他国への振替えなど行っている。直面する課題としては、人手不足により技能継承ができていない。関連企業においては採用募集に満たない、3K 職場、三交代制勤務などで、より人材確保の困難度が増し、県内で高卒採用を確保することが困難になりつつある。他県、あるいは他産業に比べ、広島の鉄鋼業の魅力を高める必要がある。」との意見が表明された。 使用者代表委員からは「特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架すものであり、必要性がないと一貫して主張している。県最賃の大幅な引上げは中小企業等の経営に大きく影響するが、賃金引上げ原資となる価格の転嫁率は50%程度、中国地方では39%と大変厳しく、過度な賃上げは企業の存続に関わる。倒産件数も増加しているが、その7割が1億円未満の負債で（中小企業を中心に）倒産している。また、粗鋼生産量は徐々に減少しており、この状況は恒久的なものとしている。米国の関税問題がもたらす先行きの不透明感、減益、減収につながり、経営体制のスリム化や稼ぐ力の増強が必須となっている。また、铸件業関係では、価格転嫁は50%認めてもらえれば良しとしなければならない、設備投資や労務費高騰の部分は全く見てもらえない、取引先に強く言い過ぎると海外調達に切り替えられ、単価が上がっても生産量全体では減り、損益分岐点をすぐ下回ってしまうなど厳しい状況で、雇用調整助成金の利用も増加している。採用面では、（広島の鉄鋼業が）他県から人材を惹きつけることができていないのかはわからないが、転出の理由は、賃金のみでなく、プライベートの充実や介護などさまざまである。賃金の改善や広報活動も行っているが、職場環境を改善する面に費用を投じる重要性が高まっていると感じている。」との意見が表明された。			

その後、労働者代表委員から「昨年の鉄鋼業最低賃金と広島県最低賃金との対比率（109％）の維持を念頭に、69 円引上げ、1,183 円を提示する。」と金額提示がなされたが、使用者代表委員からは、本日の金額提示はなされなかった。

さらに、労使が別室で協議を行ったものの新たな金額提示はなく、このまま審議を続けても進展は見込まれないことから、次回に審議を持ち越すこととなった。

3 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第2回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会

日 時 10月17日（金）15時00分～

会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室

主な議題 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について